

○北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱

平成21年3月12日

告示第18号

改正 平成23年3月25日告示第28号

(趣旨)

第1条 この告示は、住民のアスベストによる被害を未然に防止するため、既存建築物の所有者が行うアスベスト改修事業に対し、予算の範囲内において北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 吹付けアスベスト等 吹付けアスベスト及び吹付けロックウールで、その含有するアスベストの重量が当該建築材料の重量の0.1パーセントを超えるものをいう。
- (2) 補助対象建築物 本市の区域内に存する建築物をいう。ただし、除去する予定のものを除く。
- (3) 敷地 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第1条第1号に規定する一の建築物又は用途上不可分の関係にある二以上の建築物のある一団の土地をいう。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有者であること。
- (2) 市税等を滞納していない者であること。

(補助金の対象事業及び補助金の額)

第4条 補助金の対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象建築物に係る次に掲げる事業とする。ただし、既にこの告示により補助金の交付を受け

ている事業又は国、地方公共団体からこの告示と同様の補助金の交付を受けている事業は除く。

(1) 調査事業 吹付け建材について行うアスベスト含有の有無に係る調査

(2) 除去等事業 吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込み

2 この補助金の対象経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請及び交付の決定）

第5条 補助金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助対象事業に着手する前に北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添付して、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、相当と認めるときは、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査により補助金を交付すべきでないと認めるときは、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書（様式第3号）により当該申請者に通知するものとする。

（補助対象事業の変更、中止又は廃止）

第6条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助対象事業を変更（軽微な変更を除く。）、中止又は廃止をするときは、速やかに北杜市アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を受理した場合においては、その内容を審査し、相当と認めるときは、北杜市アスベスト飛散防止対策事業（変更・中止・廃止）承認通知書（様式第5号）により当該補助事業者に通ずるものとする。

（完了期日の変更の報告）

第7条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかに北杜市アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書（様式第6号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(完了報告)

第8条 補助事業者は、補助対象事業が完了したとき又は第6条第2項に規定する廃止の承認を受けたときは、事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日以内又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月末日のいずれか早い日までに、北杜市アスベスト飛散防止対策事業完了報告書（様式第7号。以下「事業完了報告書」という。）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による事業完了報告書の提出があった場合は、その内容を審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めるときは、補助金の額を確定し、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書（様式第8号。以下「補助金交付確定通知書」という。）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、前条の補助金交付確定通知書の通知を受けた日から起算して10日以内に、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付請求書（様式第9号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

- (1) 虚偽その他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容及び交付決定に付された条件等に違反したとき。
- (3) この告示又は補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。

2 前項の取消しは、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書（様式第10号）により当該補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第12条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消したときは、取消しに係る補助金について、期限を定めて、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

2 前項の返還命令は、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書(様式第11号)により行うものとする。

(立入り検査等)

第13条 市長は、補助金の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者から報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に補助対象事業に係る建築物に立ち入らせ、関係者に質問させるものとする。

2 市長は、前項の立入り検査等の結果により、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、必要な措置をとることを命じるものとする。

(書類の整備)

第14条 補助事業者は、補助金に係る収支を明らかにした帳簿及び書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月25日告示第28号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
調査事業	補助対象事業に係る建築物が存する敷地における補助対象事業に要する費用を合計した額	補助対象経費の10分の10以内の額(千円未満の端数が生じる場合は、当該端数を切り捨てた額とする。)ただし、250,000円を上限とする。
除去等事業	補助対象事業に係る建築物が存する敷地	補助対象経費の3分の2以内の額(千円未満の端数が生じる場合は、当該端数

における除去等事業 に要する費用を合計 した額	を切り捨てた額とする。) ただし、 4,000,000円を上限とする。
-------------------------------	--

様式第1号(第5条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
(法人の場合は担当者名)
電話番号

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請書

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

なお、補助対象建築物の所在及び所有関係を確認するために北杜市が住民基本台帳、固定資産課税台帳等について照合を行うことに同意します。

- | | | |
|--------------------|-------|----------------|
| 1 事業の内容 | | 事業 |
| 2 事業の着手予定年月日 | 年 月 日 | |
| 3 事業の完了予定年月日 | 年 月 日 | |
| 4 補助対象建築物の棟数 | | 棟 |
| 5 調査事業又は除去等事業の対象面積 | 概ね | m ² |
| 6 交付申請額 | | 円 |
| 7 交付申請額の算出方法等 | | |

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B	調査事業の場合 (B=A×10/10)	円
	除去等事業の場合 (B=A×2/3)	円
補助限度額 C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)		円

(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

8 補助対象建築物の概要(1棟毎に記入して下さい。)

棟番号()

名称					
所在地					
用途					
構造・規模	構造				造
	階数	地上	階	地下	階
	延べ面積				m ²
調査事業又は除去等事業を行う場所(室名等)					
調査事業又は除去等事業の対象面積		概ね			m ²

(注)補助対象建築物の棟数が2棟以上の場合は、コピーして記入し、添付してください。

9 添付書類

- (1) 位置図(補助対象建築物の敷地の位置がわかるもの)
- (2) 配置図(補助対象建築物の位置がわかるもの)
- (3) 平面図(調査事業又は除去等事業を行う場所がわかるもの)
- (4) 現況写真(補助対象建築物外観、調査事業又は除去等事業を行う場所、同所の吹付けアスベストの状況が判断できるもの)
- (5) 吹付けアスベスト等の存在を証明する調査結果報告書の写し(除去等事業の場合)
- (6) 調査仕様又は工事仕様のわかる書類及び見積書
- (7) 市税納税証明書
- (8) 申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本
- (9) 区分所有者の団体又は管理者の場合は、組合理約及び当該申請に係る議事録
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 印

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請については、次のとおり交付決定しましたので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の内容 事業
- 2 交付決定額 円
- 3 補助対象建築物の名称
- 4 補助対象建築物の所在地
- 5 その他の内容 補助金交付申請書のとおり
- 6 補助の条件
 - (1) 補助金の交付の決定の内容と以下の条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助対象事業を行ってください。
 - (2) 補助対象事業を変更、中止又は廃止するときは、速やかに市長に申請し、その承認を受けてください。
 - (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難なときは、速やかに市長に報告して、その指示を受けてください。
 - (4) 補助対象建築物は、補助対象事業完了後少なくとも5年間は除却することができません。ただし、公益上の理由その他特別の理由があり、市長がこれを認めたときは、この限りではありません。
 - (5) 次に掲げる事項に該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、補助金の返還を命じます。
 - ① 虚偽その他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき。
 - ② 交付を受けた補助金を他用途に使用したとき。
 - ③ 交付決定の内容又は付された条件等に違反したとき。
 - ④ 補助対象事業の実施において遵守すべき法令等に違反したとき。
 - (6) この補助金の執行の適正を期するため必要がある場合は、立入検査等を実施します。

様式第3号(第5条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 印

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金不交付通知書

年 月 日付けで申請のありました北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付申請について、次の理由により交付しないことに決定しましたので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第5条第3項の規定により通知します。

補助金を交付しない理由

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

北杜市アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認申請書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた北杜市アスベスト飛散防止対策事業を(変更・中止・廃止)したいので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 (変更・中止・廃止)する補助対象建築物の名称
- 4 (変更・中止・廃止)する内容及びその理由
- 5 中止の期間及び再開の時期(廃止の時期)
- 6 添付書類(変更の場合)
 - (1) 別紙
 - (2) 補助金交付申請書に添付した書類のうち変更に係わるもの
(変更前後の対比がわかるもの)

(注1)1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注2)変更の場合、2、3及び4は「別紙のとおり」と記入して下さい。

別紙(様式第4号)

1 補助対象事業の概要

事業の期間	(年 月 日 ~ 年 月 日) (年 月 日 ~ 年 月 日)		
補助対象建築物の棟数	(棟) 棟	
調査事業又は除去等事業の対象面積	(m ²) m ²	
交付申請額	(円) 円	
交付申請額の算出方法等	補助対象経費の額 A	(円) 円	
	補助基本額 B	調査事業の場合 ($B=A \times 10 / 10$)	(円) 円
		除去等事業の場合 ($B=A \times 2 / 3$)	(円) 円
	補助限度額 C	調査事業の場合	250,000円
		除去等事業の場合	4,000,000円
交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)	(円) 円	

(注) 上段に括弧書きで変更前の、下段に変更後の額等を記入してください。

2 変更の項目、内容及び理由

補助対象建築物名称	変更項目	変更前	変更後	変更理由

様式第5号(第6条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 

北杜市アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)承認通知書

年 月 日付けで申請のありました北杜市アスベスト飛散防止対策事業(変更・中止・廃止)の承認申請については、次のとおり承認したので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

- 1 補助の内容 事業
- 2 変更交付決定額 円
(差し引き増減額 円)
- 3 承認の内容
- 4 承認の理由

様式第6号(第7条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
(法人の場合は担当者名)
電話番号

北杜市アスベスト飛散防止対策事業完了期日変更報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた北杜市アスベスト飛散防止対策事業の完了期日を変更したいので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 補助の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 交付決定通知に付された事業の完了期日
年 月 日
- 4 変更すべき事業の完了期日
年 月 日
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 工程表
 - (2) 写真等事業の進捗状況を把握できるもの(注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

様式第7号(第8条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住所
氏名 ㊟
(法人の場合は担当者名)
電話番号

北杜市アスベスト飛散防止対策事業完了報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付決定を受けた北杜市アスベスト飛散防止対策事業が完了したので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 事業の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 補助金の交付決定額及び精算額
- 補助金の交付決定額 円
- 補助金の精算額 円
- 4 精算額の算出方法等

補助対象経費の額 A		円
補助基本額 B	調査事業の場合 (B=A×10/10)	円
	除去等事業の場合 (B=A×2/3)	円
補助限度額 C	調査事業の場合	250,000円
	除去等事業の場合	4,000,000円
交付申請額(B又はCのいずれか少ない額)		円

- 5 補助対象事業の実施期間

自 年 月 日
至 年 月 日

6 調査事業の対象面積

m²

7 添付書類

- (1) 補助金交付決定通知書及び変更承認通知書(変更がある場合)の写し
 - (2) 調査結果報告書の写し(調査事業の場合)
 - (3) 主任技術者及び石綿作業主任者の署名の入った工事結果報告書(除去等事業の場合)(別紙)
 - (4) 事業実施写真(工事着手前及び完了後の状況が対比してわかるもの。調査事業にあつては分析標本の採集中のもの。)
 - (5) 工事契約書(除去等事業の場合)及び領収書の写し
 - (6) 大気汚染防止法、廃棄物処理法、建設リサイクル法又は石綿障害予防規則に基づき必要に応じて提出した届出書の写し
 - (7) その他市長が必要と認める書類
- (注) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

別紙(様式第7号)

工事結果報告書

次の建築物については、記載の内容のとおり、関係法定等に基づきアスベスト飛散防止工事を適正に行ったことを証します。

- 1 建築物の名称
- 2 建築物の所在地
- 3 工事の内容
- 4 法令等の規定により提出した届出等
- 5 施工時に適用した基準等

年 月 日

報告者 住所
施工業者名
主任技術者氏名
石綿作業主任者氏名
(下請負の場合は会社名)



(注1) 3には、除去、封じ込め又は囲い込みの別を記入して下さい。

(注2) 4には、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(「廃棄物処理法」)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(「建設リサイクル法」)、石綿障害予防規則の規定により行った届出等の根拠条項を記入して下さい。

例：〇〇届(〇〇法第〇条〇項)

(注3) 5には、上記法令等及び建築基準法の規定を踏まえて作成された基準等であって、この工事の施工で適用したものを記入して下さい。

例：既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針(2006)

様式第8号(第9条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付確定通知書

年 月 日付けで完了報告のありました北杜市アスベスト飛散防止対策事業については、次のとおり補助金の額を確定しましたので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

- 1 事業の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 補助金の確定額
補助金の確定額 円
補助対象事業費 円
- 4 その他

年 月 日までに補助金の交付請求書を提出してください。

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

北杜市長 様

申請者 住 所
氏 名 (印)
(法人の場合は担当者名)
電話番号

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で補助金の額の確定を受けた北杜市アスベスト飛散防止対策事業について、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり補助金を請求します。

1 事業の内容 事業

2 補助対象建築物の所在地

3 支払請求額 円

4 支払方法
振込先

金融機関名	預金種別	口座番号	フリガナ 口座名義人
	普通・当座		

5 添付書類

(1) 補助金の額の確定通知書の写し

(注1) 1には調査事業又は除去等事業の別を記入して下さい。

(注2) 金融機関名は本店支店名まで記入して下さい。

(注3) 預金種別は該当するものを○で囲んで下さい。

様式第10号(第11条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け第 号で交付決定した北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金については、次の理由により(全部又は一部)の補助金を取り消すこととしましたので、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

- 1 事業の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 補助金取消額 円
- 4 取消しの理由

様式第11号(第12条関係)

第 号
年 月 日

申請者
住 所
氏 名 様

北杜市長 

北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金返還命令書

年 月 日付け第 号でその(全部又は一部)を取り消した北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金については、北杜市アスベスト飛散防止対策事業費補助金交付要綱第12条第2項の規定により、次のとおり補助金の返還を命じます。

- 1 事業の内容 事業
- 2 補助対象建築物の所在地
- 3 返還金額 円
- 4 返還期日 年 月 日